

江別市交通バリアフリー基本構想について

1. 基本構想策定の背景

(1) 基本構想策定の背景

わが国では他国に例を見ないほど急速に高齢化が進んでおり、平成 27 年には国民の 4 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者となる社会が到来します。また、障がい者が障がいを持たない人と同じように生活し、活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念も広まっており、高齢者、障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができる環境を整備することが急務となっています。

公共交通機関を利用した移動は、高齢者、障がい者等が社会参加するための重要な手段であることから、国は移動の円滑化の実現に向け「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（以下「交通バリアフリー法」という。）」を平成 12 年 5 月に公布しました。

このような背景の中、江別市においても高齢者、障がい者、ケガをしている人、乳幼児を連れている人等、様々な人が公共交通機関を利用する際、有形無形のバリアを感じていることから、駅舎や駅前広場、道路、信号機等の施設・設備はバリアフリー化、あるいはユニバーサルデザインの視点を持って整備することが求められています。

高齢者や障がい者を含めた全ての市民が公共交通機関を利用して、移動の利便性や安全性の向上が図られるよう、交通バリアフリー法に基づき、国、北海道、公共交通事業者、道路管理者、北海道公安委員会、NPO 法人、市民団体等の関係者が互いに連携しつつ、移動円滑化を総合的かつ計画的に推進するため、江別市交通バリアフリー基本構想を策定します。

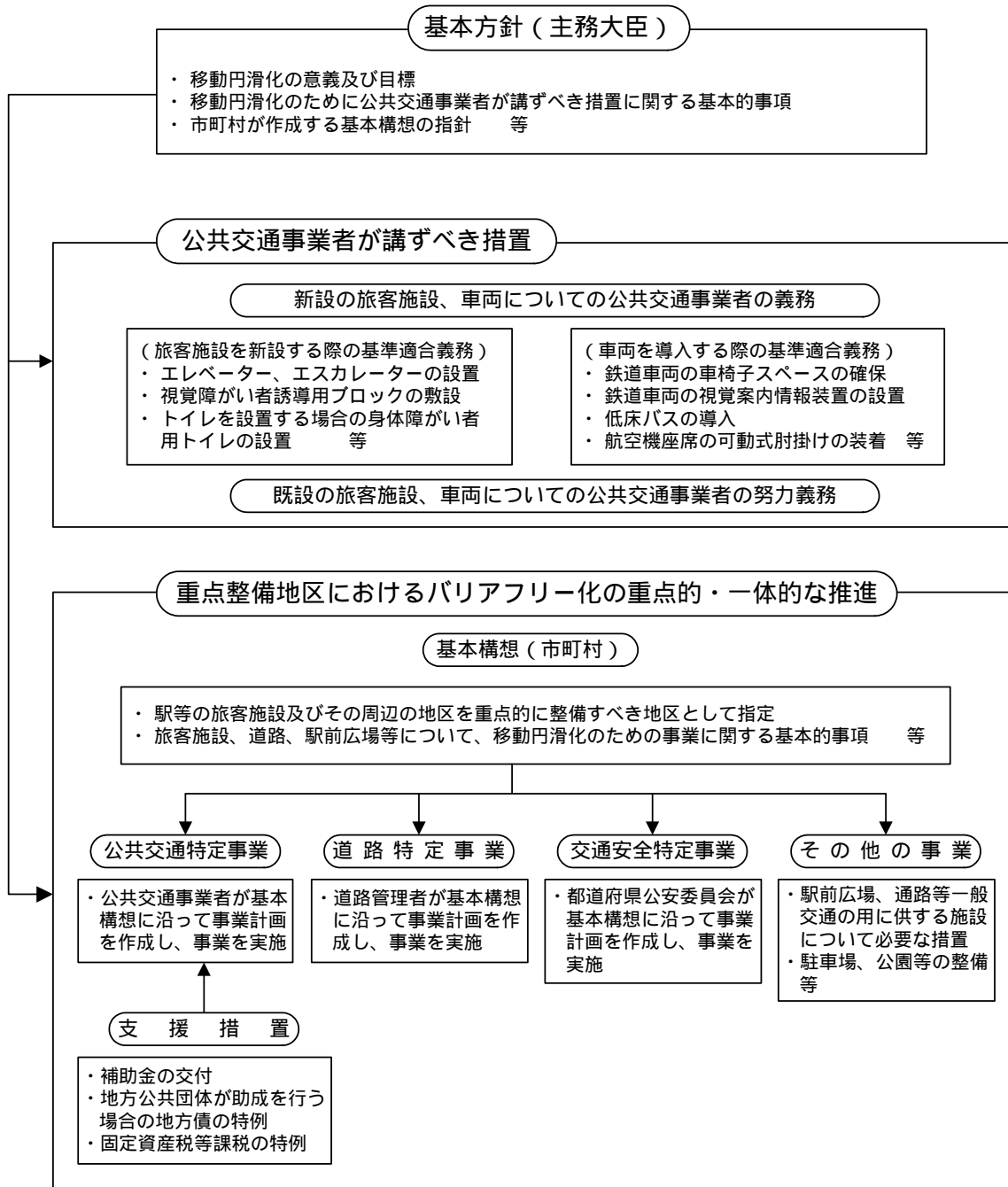
(2) 交通バリアフリー法の概要

高齢者、障がい者等は、公共交通機関を利用して移動する際に、障がいを持たない人よりも身体の負担が大きいといえます。このため、交通バリアフリー法では、その負担を軽減することにより、移動をより容易にかつ安全にすることを目指しています。

当時の運輸大臣、建設大臣、国家公安委員会及び自治大臣は、移動円滑化を総合的かつ計画的に推進するため、平成 12 年 11 月に「移動円滑化の促進に関する基本方針」を定め、市町村が策定する移動円滑化に関する事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想のアウトラインを示しています。

また、平成 16 年 10 月には「基本方針」が変更され、市町村が策定する基本構想の指針となるべき事項として、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（以下「ハートビル法」という。）」に基づく建築物のバリアフリー化と連携して、連続的な移動経路の確保が行われるよう関係者間で十分な調整を図るべきとされました。

交通バリアフリー法の仕組み

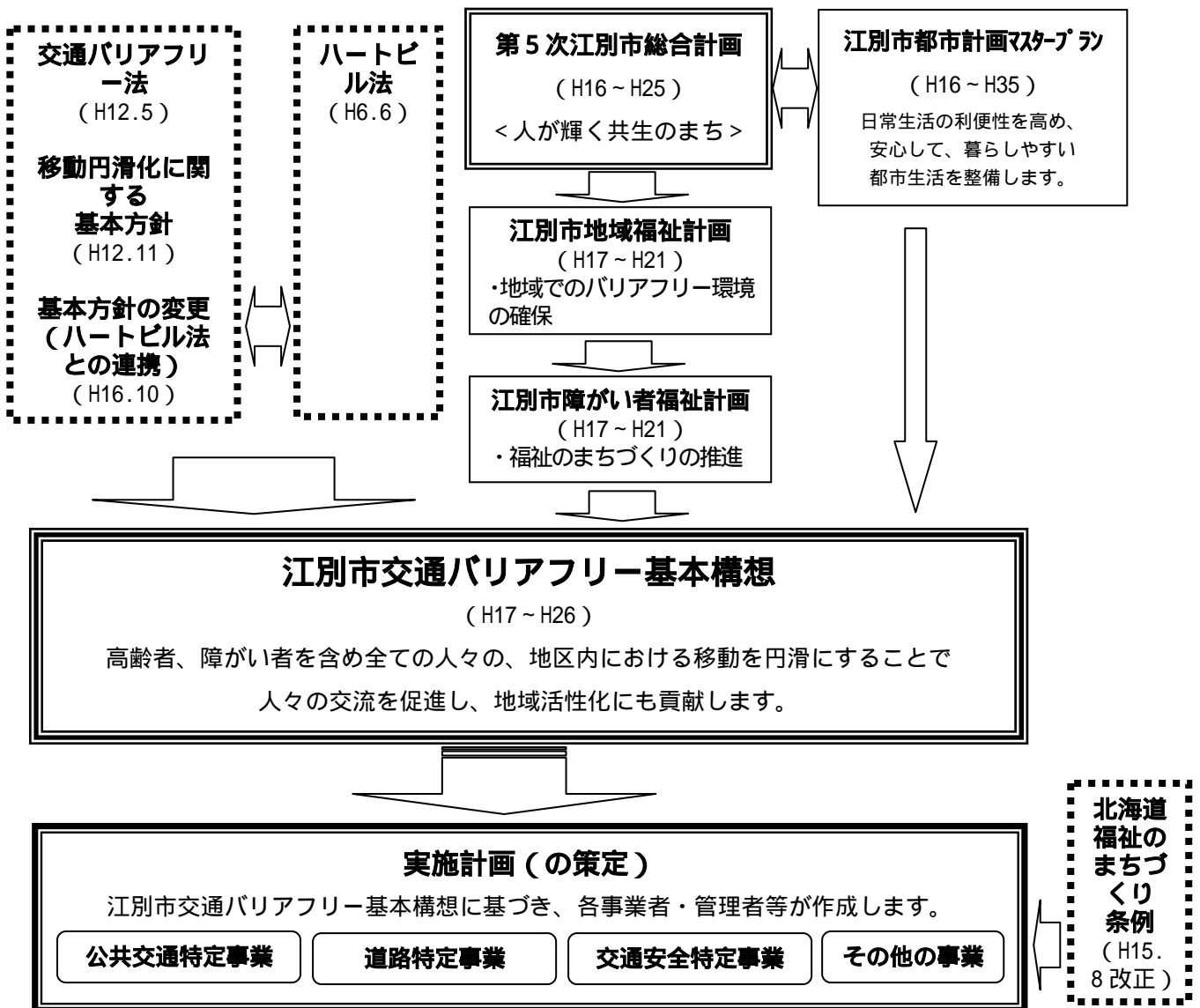


2. 江別市における交通バリアフリー基本構想について

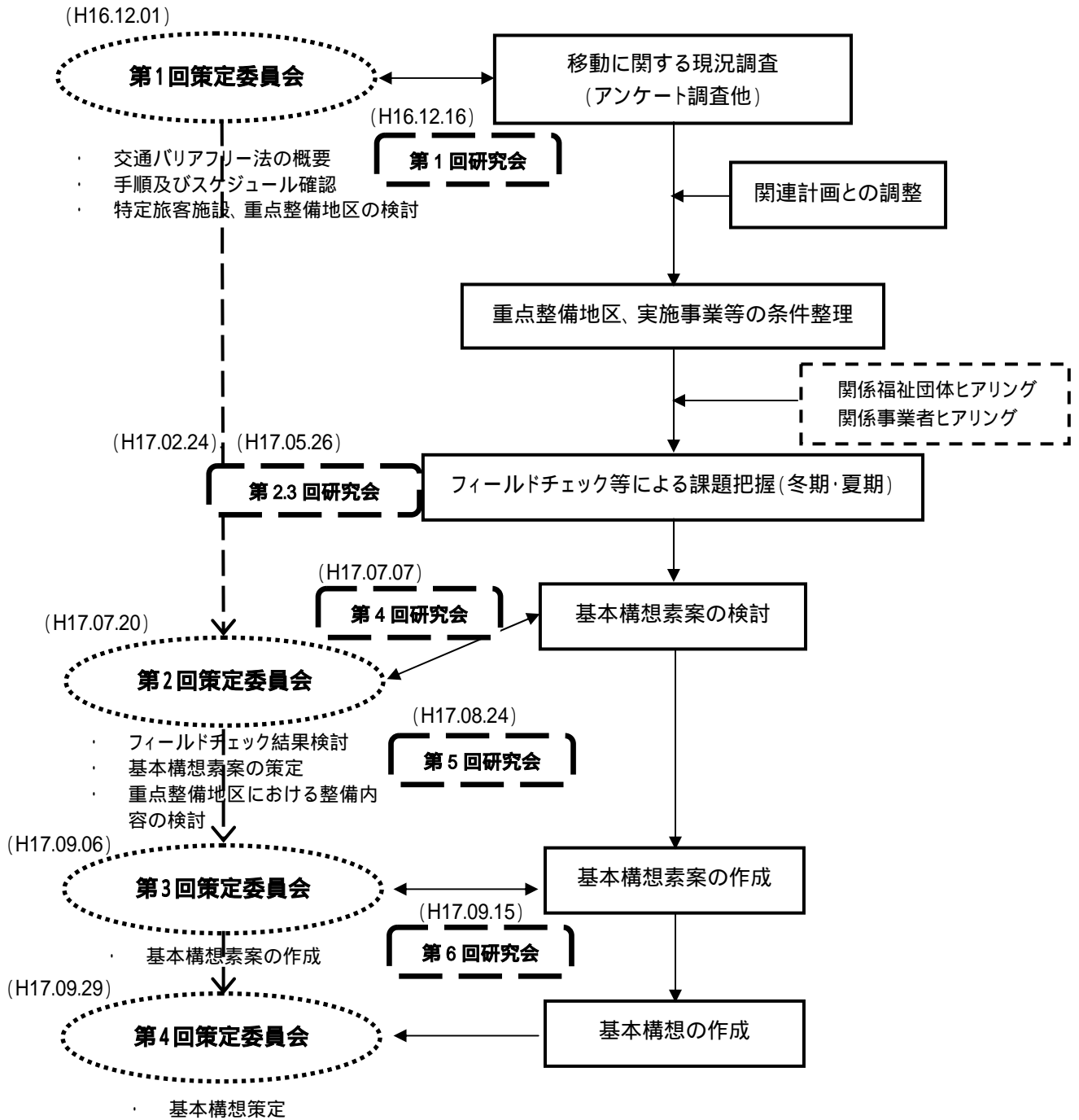
(1) 基本構想の位置付け

江別市交通バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）は、交通バリアフリー法に基づき、第5次江別市総合計画に定める都市像「人が輝く共生のまち」を実現し「安全で快適な都市生活の充実」を達成するため、江別市におけるバリアフリー化の方針や施策を示します。

【江別市交通バリアフリー基本構想の位置付け】



(2) 構想策定の手順



3. 上位・関連計画

上位・関連計画の中で駅周辺の位置付けについての整理

(1) 第5次江別市総合計画(平成16年度)

第5次江別市総合計画は、平成16年から25年までの10年間のまちづくりの基本的方向を示す指針であり、時代の潮流や江別が持つ課題を見据えながら、全ての市民・NPO・事業者が自ら責任と選択により先導的に取り組み、快適で利便性のある安心なまちを創造することを目指しています。

都市像 「人が輝く共生のまち」

都市目標 「創造」「うるおい」「安全」

政策の方向

1. 環境と調和する都市の構築
2. 明日につながる産業の振興
3. 安心を感じる保健・医療・福祉の充実
4. **安全で快適な都市生活の充実**
5. 豊かさと創造性を育む生涯学習環境の充実
6. 市民協働によるまちづくり

(2) 江別市都市計画マスタープラン(平成16年度)

江別市都市計画マスタープランは、平成16年から35年までの20年間の市街地の規模や用途地域等の土地利用方針をはじめ、道路、公園、下水道などの都市施設など、都市づくりの目標を体系化し、今後の都市計画の方針を定めています。

都市づくりの目標

1. **安全で快適な住環境**の形成
2. 自然環境と調和した都市の形成
3. 市民協働による特性を活かした地域の形成
4. 産業振興と住環境が調和した都市の形成
5. **駅を中心とした利便性の高い都市**の形成

将来都市構造の考え方

将来の都市構造については、“「造る」から「使う」”の理念のもとに、今ある施設を積極的に活用することで機能の強化を図ります。

・ 拠点

多様な機能が集積した駅周辺地区を「拠点」とし、野幌駅の周辺地区を「中心市街地」、江別駅と大麻駅の周辺を「地区核」、豊幌駅周辺を「地域拠点」と位置づけます。



【大麻地域 - 施設分布】



【大麻駅北口・南口】

【野幌地域 - 施設分布】



【野幌駅北口・南口】

【江別地域 - 施設分布】

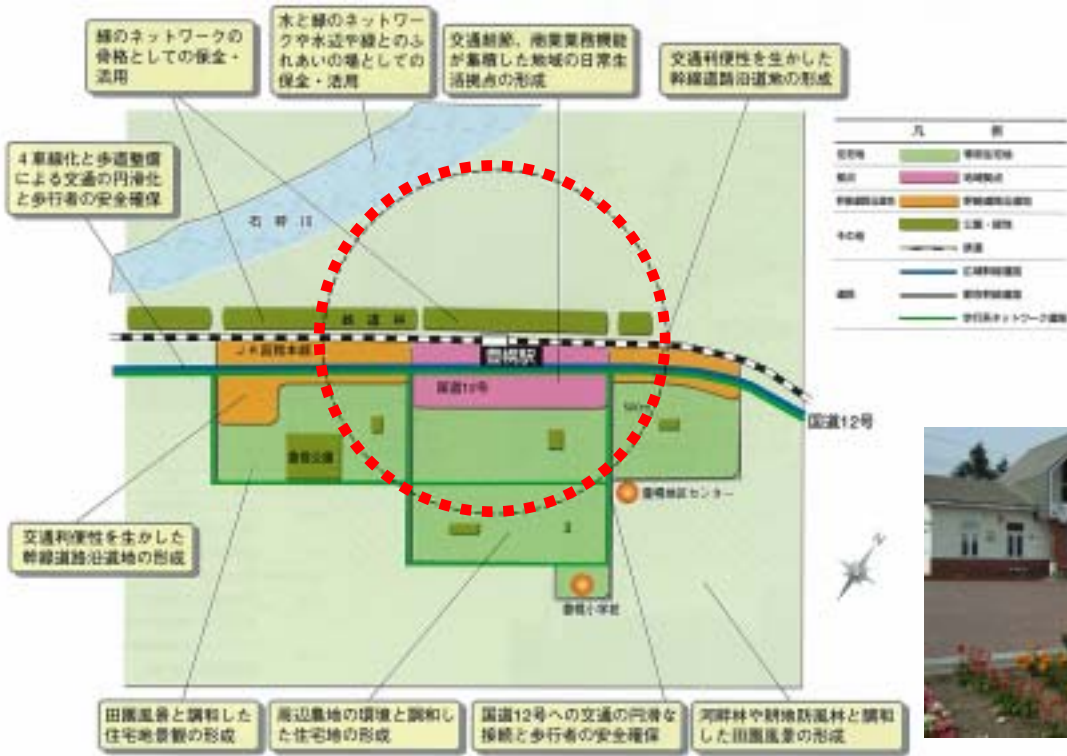


【高砂駅南口】



【江別駅】

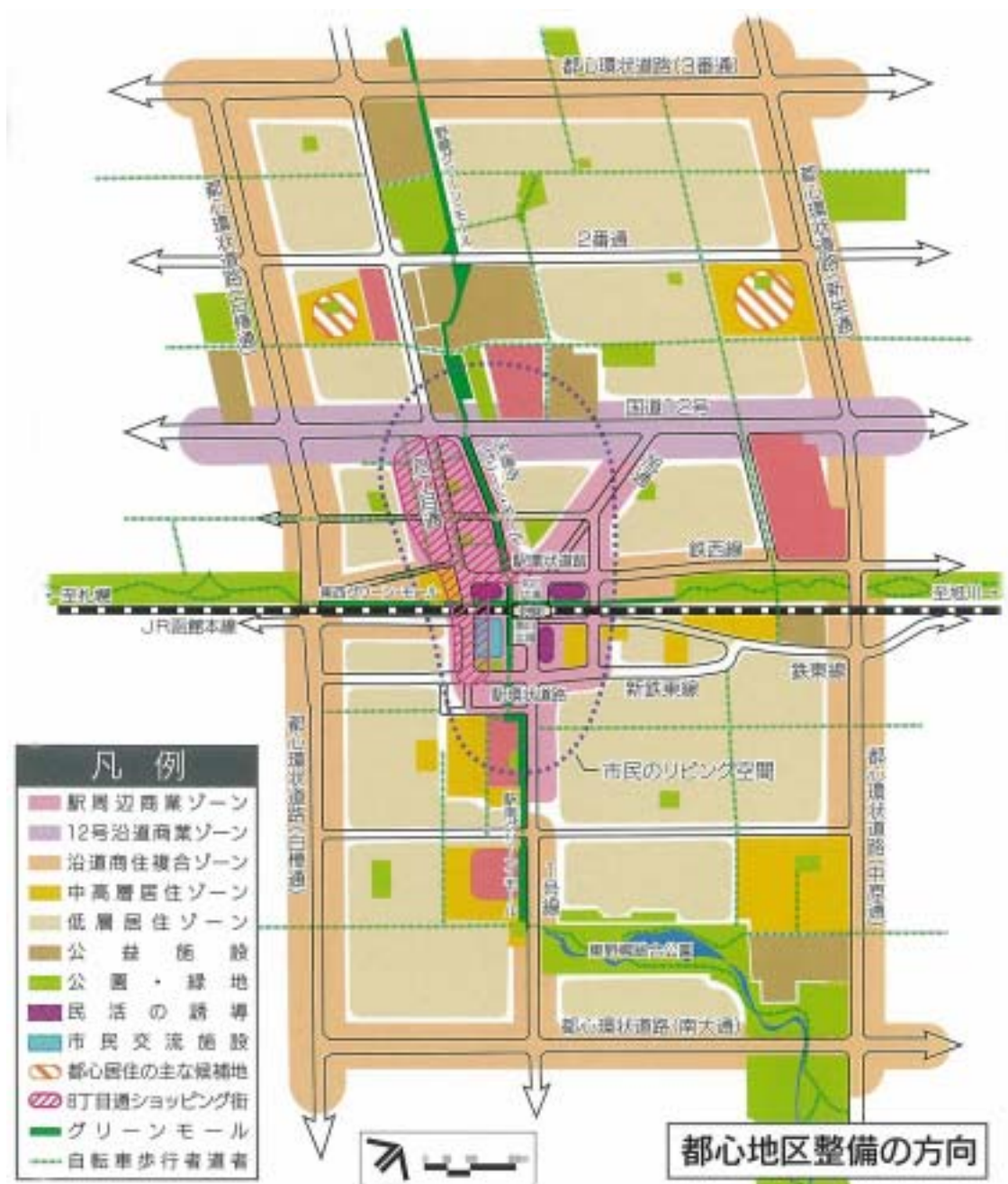
【豊幌地域 - 施設分布】



【豊幌駅】

(3) 江別の顔づくり事業（野幌駅周辺まちづくり事業）

第5次江別市総合計画の将来都市像「人が輝く共生のまち」を見据え、安全で快適な都市生活の充実を図るため、地理的にも江別市の中心に位置し近年、商業・業務施設の集積が進んでいる野幌駅を中心とした約240ヘクタールの区域を都心地区と位置づけ、都市機能の充実や賑わいのある都心づくりを目指す「江別の顔づくり」を推進します。



(4) 江別市地域福祉計画(平成17年3月)

第5次江別市総合計画との整合性を図り、福祉部門の基本計画として高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、健康づくりプラン21、障がい者福祉計画、次世代育成支援行動計画など福祉の個別計画を横断的に結びつけて地域福祉を推進するもので、平成17年度から21年度までの5年間の期間としています。

基本目標として4つの項目が上げられており、本基本構想との関連は4-2項目目です。

1. みんなが安心して福祉サービスを利用できる仕組みづくり
2. みんなを支える福祉事業の基盤づくり
3. みんなで参加する支援のネットワークづくり
4. みんなで育てる福祉の環境づくり

地域で幅広い支援が展開されるよう、地域福祉活動を支える福祉意識の醸成やバリアフリー化など、福祉の環境づくりを目指します。

体験、学習による支えあいの意識づくり

快適に暮らせる地域の環境づくり

・ 地域でのバリアフリー環境の確保

駅周辺など市民の移動空間のバリアフリー化などを進め、やさしいまちづくりに努めます。また、困っている人を見かけたら、声をかけたり、手を差し出したり、小さなお手伝いをするなど、住民相互のちょっとした支えあいによる、こころのバリアフリーを推進するため、市の広報誌への掲載や社会福祉協議会、ボランティアの連携による啓発活動の展開を図ります。

・ 地域で安心して暮らせる環境整備

(5) 江別市高齢者総合計画(平成15年3月)

介護保険制度の創設に伴い、これまでの高齢者施策を推進するための基本として策定していた「高齢者保健福祉計画」を、新たな介護保険制度を推進するために策定する「介護保険事業計画」と調和のとれた一体的な計画として策定することとしています。

本計画は、3年ごとに5年を1期として見直すことが定められていることから、「第2期介護保険事業計画・第3期高齢者保健福祉計画」(平成15年度～19年度)の計画としています。

重点目標として7つの項目が上げられており、本基本構想との関連は7項目目です。

介護サービスの基盤整備と地域資源の開発

介護予防の充実

介護サービスの質的向上

痴呆性高齢者福祉の推進

介護サービス事業間の連携の確保

高齢者の積極的な社会参加の促進

まちづくりとの調和

- ・ 高齢者住宅の整備拡充
- ・ 公共施設のバリアフリー化

高齢社会における生活環境はノーマライゼーションの理念に基づき、すべての市民が安心して日常生活を送ることができなければなりません。今後は、特に車いす等を使用する高齢者の増加が考えられます。

このため、公共施設において、スロープや手すりの設置、トイレの改良などを推進します。また、高齢者の社会参加の促進やそのための移動を支援するため、エレベーターの設置などによる公共施設の改善や公共交通機関利用者の利便性の向上に努め、高齢者が安心して移動できる環境づくりを推進します。

- ・ 交通安全対策の推進
- ・ 道路、公園、緑地等の整備
- ・ 子ども、学生などの福祉への参加づくりの促進
- ・ 江別市高齢者保健福祉計画等評価委員会による施策評価の推進

(6) 江別市障がい者福祉計画 (平成 17 年 3 月)

ノーマライゼーションの実現と、一生涯を通じて必要なサービスが体系的に提供できるシステムの構築を目指し、「江別市障害者福祉計画(計画期間:平成 11 年度～16 年度)」を見直し、平成 17 年度から 21 年度の 5 年間に計画期間とする、江別市障がい者福祉計画を策定しています。

この計画は、基本理念を障がい者の自立を地域で支える共生社会の形成と定め、基本目標として以下の 8 つの項目を掲げており、本基本構想との関連は 7 項目目です。

総合的ケアマネジメント体制の確立

理解と交流の拡大

福祉サービスの充実

保健・医療の充実

保育・教育の充実

雇用・就労の充実

生活環境の整備

- ・ 福祉のまちづくりの推進
 - a) 公共施設・交通のバリアフリー化への努力
 - ・ 住宅環境の整備
 - a) 公営住宅建替時のバリアフリー化
 - ・ 移動、交通対策の推進
 - a) 交通バリアフリーの検討と関係機関への要請
 - b) 障がいに応じた移動手段の検討と確保
 - c) 不法占拠物件・歩道の整備に係る市民意識の啓発
 - d) 道路交通安全上の配慮について関係機関との連携
 - ・ 防災、安全対策の充実
- スポーツ・レクリエーション・文化活動の振興